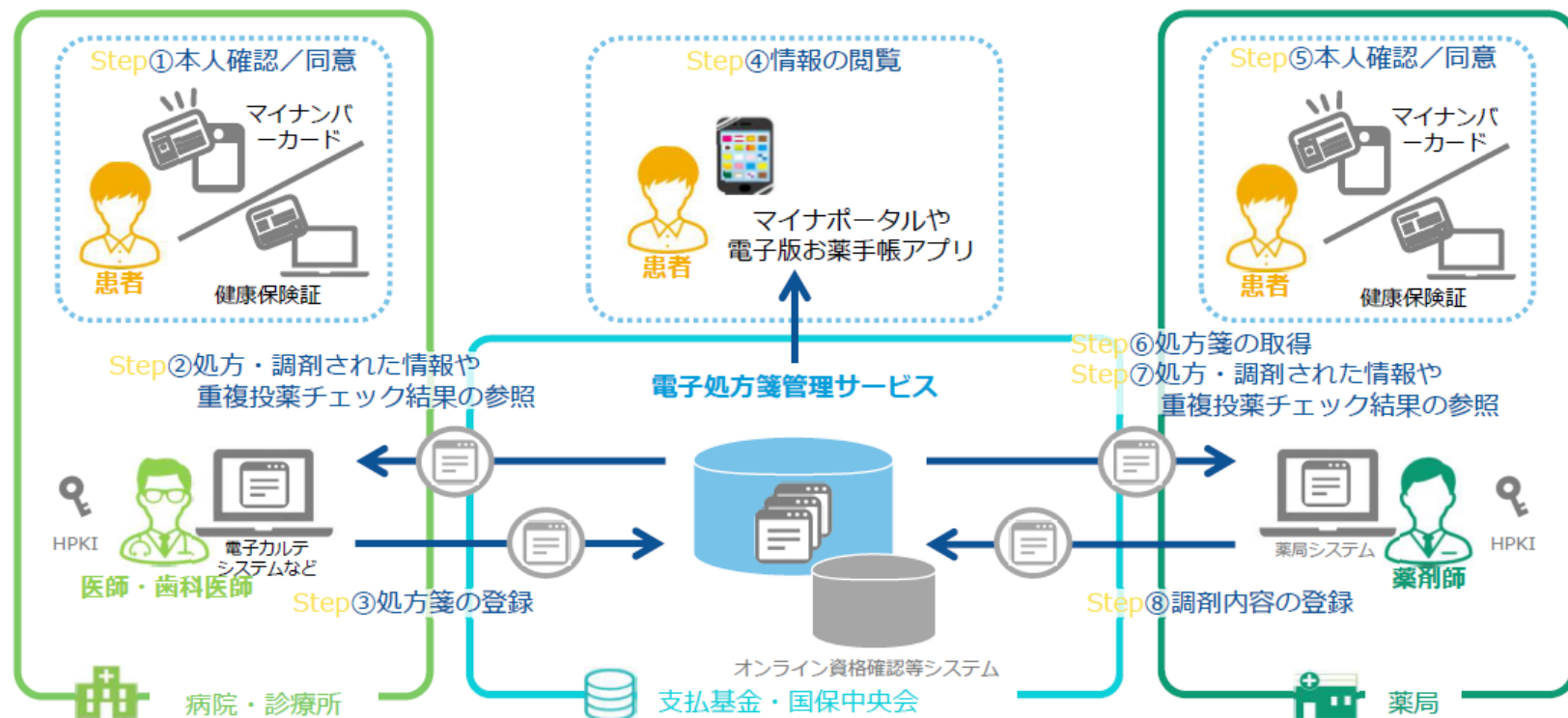


令和6年度滋賀県電子処方箋の活用・普及促進事業費補助金について

滋賀県健康医療福祉部薬務課

1 電子処方箋について

電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。（令和5年（2023年）1月～運用開始）



■ 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）

すでに運用を開始している電子処方箋については、概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025年3月までに普及させる。これにより、複数の医療機関にかかっている場合に、処方・調剤する薬剤と服用中の薬剤の重複の有無や、飲み合わせに問題がないか等について、医療機関や薬局が確認できるようになる。

■ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）

医療DX推進本部において策定した工程表に基づき、医療DXの推進に向けた取組について必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現する。

2 電子処方箋の活用・普及の促進事業について(国)

【○電子処方箋の全国的な普及拡大や機能向上の推進】

施策名：電子処方箋の活用・普及の促進事業

令和5年度補正予算 167億円
※一般会計
※補正新規

医薬局総務課
(内線2195)

① 施策の目的

オンライン資格確認等システムを導入した概ねすべての医療機関・薬局における電子処方箋管理サービスの導入に向けて、その導入費用の助成を支援することで電子処方箋の活用・普及を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及に向けて、都道府県がその環境整備として行う医療機関等への導入費用の助成を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (実施主体：都道府県、補助率：国2/3、都道府県1/3)

- 都道府県は活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋の運用開始施設を一定数確保することにより、運用実績から得られる課題やデータ等に関するリソースを確保。
- 運用開始施設を確実に確保するため、都道府県は導入費用に関する助成金※を支給し、給付を受けた施設は一定期間都道府県の取り組みへ協力。(モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供等の協力が考えられる。)
- ※助成金と他の補助金を併せて受給することが可能(導入費用に対する財政支援全体の割合：病院1/2、診療所・薬局(大手除く)3/4、大手チェーン薬局1/2)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

3 医療提供体制設備整備交付金(ICT基金)について

① 医療情報化支援基金（電子処方箋）

② 電子処方箋の機能拡充の促進事業

医薬局総務課

① 令和6年度予算 172.0億円（130.9億円）（R4年度予算383.3億円、R5年度予算130.9億円） ② 令和5年度補正予算 76億円

事業の概要・スキーム

- (補助の対象となる費用)
- ア. 基本パッケージ改修費用：電子カルテシステム、レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用
 - イ. 接続・周辺機器費用：オンライン資格確認端末の設定作業、医師・薬剤師の資格確認のためのカードリーダー導入費用（カード取得費用は除く）
 - ウ. システム適用作業費用：現地システム環境適用のための運用調査・設計、システムセットアップ、医師、運用テスト、運用立会い等

① 令和4年度から実施している医療機関・薬局に対する **電子処方箋管理サービスの導入に係る費用への補助** について、令和6年3月末までに導入した施設への **特例補助率の適用を令和7年3月末導入施設までに継続** した上、引き続き、令和6年度導入施設への補助を実施。

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円の 1/3 を補助 (通常補助率:1/4)	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円の 1/3 を補助 (通常補助率:1/4)	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円の 1/2 を補助 (通常補助率:1/3)	9.7万円を上限に補助 ※事業額38.7万円の 1/4 を補助 (通常補助率:1/5)	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円の 1/2 を補助 (通常補助率:1/3)

① **令和7年3月末までに新機能(リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索、調剤結果ID検索(薬局のみ))と電子処方箋管理サービスの導入を同時** に行った医療機関・薬局に対する **費用への補助** もあわせて実施。

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円の 1/3 を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円の 1/3 を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額54.2万円の 1/2 を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額55.3万円の 1/4 を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額55.3万円の 1/2 を補助

② **電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対して、電子処方箋管理サービスの新機能** リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索、調剤結果ID検索(薬局のみ) **導入費用の補助** を実施。

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を 上限に、 1/3 を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を上 限に、 1/3 を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額24.5万円を 上限に、 1/2 を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額25.6万円を 上限に、 1/4 を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額25.6万円を 上限に、 1/2 を補助

4 滋賀県電子処方箋の活用・普及の促進事業費補助金について

○事業概要

1. 先行して実施している医療情報化支援基金（ICT基金）補助金に上乗せして、医療費適正化計画の一環として都道府県が行う電子処方箋管理システム等の導入費補助事業に対し国が助成を行う。
2. 県は、厚生労働省が施設のカテゴリー毎に設定したシステム導入費用上限および補助率から補助額を算定し、ICT基金補助金の交付決定を受けた施設に対し補助を行う。

○スキーム

1. 薬局

対象経費	導入費用上限	補助率	補助上限額
(1)電子処方箋導入費用	388,000円	4分の1	97,000円
(2)電子処方箋新機能導入費用	256,000円	4分の1	64,000円
(3)(1)(2)同時導入費用	553,000円	4分の1	138,000円

2. 大規模病院（200床以上）

対象経費	導入費用上限	補助率	補助上限額
(1)電子処方箋導入費用	4,866,000円	6分の1	811,000円
(2)電子処方箋新機能導入費用	1,356,000円	6分の1	226,000円
(3)(1)(2)同時導入費用	6,022,000円	6分の1	1,003,000円

3. 病院（大規模病院以外）

対象経費	導入費用上限	補助率	補助上限額
(1)電子処方箋導入費用	3,259,000円	6分の1	543,000円
(2)電子処方箋新機能導入費用	1,002,000円	6分の1	167,000円
(3)(1)(2)同時導入費用	4,059,000円	6分の1	676,000円

4. 診療所

対象経費	導入費用上限	補助率	補助上限額
(1)電子処方箋導入費用	388,000円	4分の1	97,000円
(2)電子処方箋新機能導入費用	245,000円	4分の1	61,000円
(3)(1)(2)同時導入費用	542,000円	4分の1	135,000円

補助金負担割合のイメージ

病院イメージ

ICT基金	県補助金	医療機関等負担
(1/3)	(1/6)	(1/2)

総事業費の1/2

大型チェーン薬局イメージ

ICT基金	県補助金	医療機関等負担
(1/4)	(1/4)	(1/2)

総事業費の1/2

診療所・薬局イメージ

ICT基金	県補助金	医療機関等負担
(1/2)	(1/4)	(1/4)

総事業費の3/4

※電子処方箋新機能：リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナカードによる電子署名対応など

※ICT基金補助金と比較すると対象経費は同一だが補助率が異なる。（ICT基金の補助率は、病院1/3、大型チェーン薬局1/4、診療所・薬局1/2）